





護施設の構  
造の詳細

(指定津波防護施設に関する行為の届出書の記載事項)

第二十六条 法第五十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定期日、当該行為の対象となる指定津波防護施設の名称及び指定番号とする。

(指定津波防護施設に関する行為の届出の内容の通知) 第二十七条 法第五十二条第二項の規定による通知は、第二十五条第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

#### 第四章 津波災害警戒区域

(津波災害警戒区域の指定の公示)

第二十八条 法第五十三条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害警戒区域の指定(同条第六項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 1 津波災害警戒区域の指定をする旨
- 2 基準水位(法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。)前項第二号の津波災害警戒区域は、次に掲げることにより明示するものとする。
- 3 (都道府県知事の行う津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)

第二十九条 法第五十三条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による送付は、津波災害警戒区域位置図及び津波災害警戒区域図により行わなければならない。

前項の津波災害警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

第一項の津波災害警戒区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害警戒区域及び基準水位を表示したものでなければならぬ。

(津波に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置)

第三十条 法第五十五条(法第六十九条において準用する場合を含む。)の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第五十五条に規定する事項を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(指定避難施設の技術的基準)

第三十一条 建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第五十六条第一項第一号の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであることを。

二 地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全管理これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

(避難確保計画に定めるべき事項)

第三十二条 法第七十二条第一項の避難確保計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

二 津波の発生時における避難促進施設の利用者(避難の誘導に関する事項)の避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

(津波災害特別警戒区域の指定の公示)

第三十三条 法第七十二条第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告)

は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。)をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告するものとする。

二 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告するものとする。

(津波災害特別警戒区域の指定の公示)

第三十四条 法第七十二条第六項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 前項第二号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

二 市町村、大字、字、小字及び地番

一 津波災害特別警戒区域の指定をする旨

二 平面図

(都道府県知事の行う津波災害特別警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)

第三十五条 法第七十二条第七項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害特別警戒区域位置図及び津波災害特別警戒区域図により行わなければならない。

前項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

第一項の津波災害特別警戒区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。

(特定開発行為の許可の申請)

第三十六条 法第七十三条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第十の特定開発行為許可申請書を都道府県知事等(同項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 法第七十四条第一項第三号の特定開発行為に

関する工事の計画は、計画説明書及び計画図に

より定めなければならない。

3 前項の計画説明書は、特定開発行為に関する工事の計画の方針、開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。次項及び第三十八条第二項から第四項までにおいて同じ。)内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。

4 第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

類種の面図	現地状況	地形地図	面積
等高線	地形並びに津波災害特別警戒区域、法第七十条第二項第二号の条件で定める区域及び開発区域の境界	別警戒区域、法第七十条第二項第二号の条件で定める区域及び開発区域の境界	二千五百
1/2500	予定建築物(法第七十条第一項の制限用途のものに限る。第四十条三条第二項第二号において同じ。)の用途及び敷地の形状	開発区域の境界、切土部分及び崖(令第二十条第一項第二号に規定する崖をいう。以下同じ。)の位置及び崖の位置	二千五百
1/2500	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の位置を表示した地形図でなければならない。	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の位置を表示した地形図でなければならない。	二千五百
1/2500	第一項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。	第一項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。	二千五百
1/2500	第一項の津波災害特別警戒区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。	第一項の津波災害特別警戒区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。	二千五百

断の壁擁	図面断の崖	図面平画計設
擁壁の寸法及び勾配、 擁壁の材料の種類及び 寸法、裏込めコンクリ ートの寸法、透水層の もの	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ、切土又は盛土をする前の地盤面、崖面の保護の方 法、崖の上端の周辺の地盤の保護の方法(当該崖の上端が基準水位より高い場合を除く)。並びに崖の崖面の下端の周辺の地盤の保護の方法(第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。))	の方向、吐口の位置及び放流先の名称
の分十五	上以一分十五	上以一の
い。示すこと を要しな い。	一切土 地の部分 に生ずる 高さが二 メートル を超える 崖、盛土 をした土 地の部分 に生ずる 高さが一 メートル を超える 崖又は切 土及び盛 土を同時 にした土 地の部分 に生ずる 高さが二 メートル を超える 崖面に 覆われ る崖面に ついて、 は、土質 に関する 事項は、 示すこと を要しな い。	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ、切土又は盛土をする前の地盤面、崖面の保護の方 法、崖の上端の周辺の地盤の保護の方法(当該崖の上端が基準水位より高い場合を除く)。並びに崖の崖面の下端の周辺の地盤の保護の方法(第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。))

第三十七条	第三十八条	第三十九条
(特定開発行為の許可の申請書の添付図書) 法第七十四条第二項の国土交通省令 通省令で定める事項は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日及び完了予定年月日とする。	(特定開発行為の許可の申請書の添付図書) 法第七十四条第二項の国土交通省令 で定める図書は、次に掲げるものとする。 一 開発区域位置図 二 開発区域区域図 三 特定開発行為に関する工事の完了後において当該工事に係る開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図 四 第四十一条第三項に該当する場合にあっては、土質試験その他の調査又は試験(以下「土質試験等」という。)に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項に該当することを証する書類 五 第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合にあっては、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項各号のいずれかに該当することを証する書類 六 第二項の開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。	(特定開発行為の許可の申請書の記載事項) 法第七十五条(法第七十八条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める技術的基準のうち地盤に係る前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの 二 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他措置を講ずること。 三 特定開発行為によって生ずる崖の上端に統べ地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れよう勾配を付すること。 四 盛土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑制又はグラウンドアンカーその他の土留(次号において「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。 五 第二号の開発区域位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域及びその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

第四十条	第四十一条	第四十二条
(擁壁の設置に関する技術的基準) 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、特定開発行為によつて生ずる崖(切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの、盛土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの又は切土及び盛土を同時に生ずる高さが二メートルを超えるものに限る。第四十三条において同じ。)の崖面を擁壁で覆うこととする。ただし、切土	(擁壁の設置に関する技術的基準) 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、特定開発行為によつて生ずる崖(切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの、盛土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの又は切土及び盛土を同時に生ずる高さが二メートルを超えるものに限る。第四十三条において同じ。)	域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

第四十三条	第四十四条	第四十五条
(擁壁の構造等) 一 擁壁の構造は、構造計算、実験その他の方法によつて次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。	(擁壁の構造等) 一 擁壁の構造は、構造計算、実験その他の方法によつて次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。	をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号のいずれかに該当するものの崖について、この限りでない。 一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの 二 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超えて同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、前号に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、同号に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。 三 前項の規定の適用については、小段その他のものによつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。 四 第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置を講ずる場合には適用しない。

イ 土庄、水庄及び自重（以下この号において「土庄等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。

ロ 土庄等によつて擁壁が転倒しないこと。

ハ 土庄等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。

二 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

特定開発行為によつて生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。（崖面について講ずる措置に関する技術的基準）

**第四十二条** 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によつて生ずる崖の崖面について講ずる措置に関するものは、当該崖の崖面（擁壁で覆われたものを除く。）が風化、津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘その他の侵食に対して保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。（崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準）

**第四十三条** 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によつて生ずる崖の上端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、当該崖の上端が基準水位より高い場合を除き、当該崖の上端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による侵食に対し保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によつて生ずる崖の崖面の下端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に対して保護されるように、根固め、根入れその他の措置を講ずることとする。

一 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れそれ

イ の他の措置が必要でないことが確かめられた場合

二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に起因する地滑りの滑り面の位置に対し、予定建築物の位置が安全であることが確かめられた場合

（排水施設の設置に関する技術的基準）

**第四十四条** 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排出することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであることができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ずるものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合には、当該崖の崖面（擁壁で覆われたものを除く。）が風化、津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘その他の侵食に対して保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。（崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準）

**第四十五条** 法第七十八条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定開発行為に関する工事の着手予定期月日又は完了予定期月日の変更とする。

（変更の許可の申請書の記載事項）

**第四十六条** 法第七十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 変更に係る事項

二 変更の理由

三 法第七十三条第一項の許可の許可番号（変更の許可の申請書の添付図書）

**第四十七条** 法第七十八条第二項の申請書には、法第七十四条第二項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの添付しなければならない。この場合においては、第三十八条第二項から第四項までの規定を準用する。

（特定開発行為に関する工事の完了の届出）

**第四十八条** 法第七十九条第一項の規定による届出は、別記様式第十一の工事完了届出書を提出して行うものとする。

（検査済証の様式）

**第四十九条** 法第七十九条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十二とする。（特定開発行為に関する工事の完了等の公告）

**第五十条** 法第七十九条第三項の規定による公告は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区。以下この条及び第五十四条第一項において同じ。）に含まれる地域の名称、法第七十三条第一項の許可を受けた者の住所及び氏名並びに開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を明示して、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（第五十四条第三項及び第六十一条において「都道府県等」という。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。（特定開発行為に関する工事の廃止の届出）

**第五十一条** 法第八十一条第一項に規定する特定開発行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第十三の特定開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して行うものとする。

（特定建築行為の許可の申請）

**第五十二条** 法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十二条の許可を受けようとする者は、別記様式第十四の特定建築行為許可申請書（第五十五条第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合、次の表の（い）項（ろ）項、（は）項及び（に）項に掲げる図書（エレベーターを設ける建築物にあっては、これらの図書のほか、同表の（へ）項に掲げる図書）

図書の種類	付近見取図	配置	（い）
地物	方位、道路及び目標となる明示すべき事項	縮尺及び方位	（い）
敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との位置	敷地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高	（別）	（い）
擁壁の位置	擁壁の位置その他安全上適当な措置		

(は)	(に)
構造計算書	構造計算書
<p>各階の保有水平耐力及び各階の韌性、各階の形状特性並びに建築物の振動特性を考慮して行った各階の耐震性能の水準に係る構造計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階が支える固定荷重と積載</p> <p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>建築基準法施行令第八十二条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合</p> <p>建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>建築基準法施行令第八十二条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合</p> <p>建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（三）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>建築基準法施行令第八十二条第三項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物</p> <p>建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（四）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p>	<p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の（一）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>建築基準法施行令第八十二条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合</p> <p>建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>建築基準法施行令第八十二条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合</p> <p>建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（三）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>建築基準法施行令第八十二条第三項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物</p> <p>建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（四）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p>

二 次 条 第 二 号 の 国 土 交 通 大 臣 が 定 め る 基 準 に 合 致 す る も の と し て 法 第 八 十 二 条 の 許 可 を 受 け よ う と す る 場 合	各階		図 詳 細 構 造		図 平 面		(八)
	荷重との和 （建築基準法施 行令第八十六条第二項た だし書の多雪区域においては 、更に積雪荷重を加えたも の）、地震の地域における 特性、建築物の振動特性、 地震層せん断力係数の建築 物の高さ方向の分布及び建 築物の構造方法を考慮して 行つた各階の保有水平耐力 の水準に係る構造計算	荷重との和 （建築基準法施 行令第八十六条第二項た だし書の多雪区域においては 、更に積雪荷重を加えたも の）、地震の地域における 特性、建築物の振動特性、 地震層せん断力係数の建築 物の高さ方向の分布及び建 築物の構造方法を考慮して 行つた各階の保有水平耐力 の水準に係る構造計算	荷重との和 （建築基準法施 行令第八十六条第二項た だし書の多雪区域においては 、更に積雪荷重を加えたも の）、地震の地域における 特性、建築物の振動特性、 地震層せん断力係数の建築 物の高さ方向の分布及び建 築物の構造方法を考慮して 行つた各階の保有水平耐力 の水準に係る構造計算	荷重との和 （建築基準法施 行令第八十六条第二項た だし書の多雪区域においては 、更に積雪荷重を加えたも の）、地震の地域における 特性、建築物の振動特性、 地震層せん断力係数の建築 物の高さ方向の分布及び建 築物の構造方法を考慮して 行つた各階の保有水平耐力 の水準に係る構造計算	荷重との和 （建築基準法施 行令第八十六条第二項た だし書の多雪区域においては 、更に積雪荷重を加えたも の）、地震の地域における 特性、建築物の振動特性、 地震層せん断力係数の建築 物の高さ方向の分布及び建 築物の構造方法を考慮して 行つた各階の保有水平耐力 の水準に係る構造計算	荷重との和 （建築基準法施 行令第八十六条第二項た だし書の多雪区域においては 、更に積雪荷重を加えたも の）、地震の地域における 特性、建築物の振動特性、 地震層せん断力係数の建築 物の高さ方向の分布及び建 築物の構造方法を考慮して 行つた各階の保有水平耐力 の水準に係る構造計算	
位置	エレベーターの安全装置の位置及び構造	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する	エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法	エレベーターの位置及び構造	エレベーターの制御器の構造	エレベーターの安全装置の位置及び構造	位置

る場合に応じそれぞれイからホまでに定める図書（エレベーターを設ける建築物にあつては、これらの図書のほか、前号の表の（ハ）項に掲げる図書）

イ 木造の建築物（ロに規定する建築物を除く。）である場合 前号の表の（い）項（ろ）項及び（は）項に掲げる図書（同表の（ろ）項に掲げる図書にあつては、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図を除く。以下この号において同じ。）

ロ 建築基準法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。）である場合 前号の表の（い）項（ろ）項及び（は）項に掲げる図書

ハ 木造と木造以外の構造とを併用する建築物（ニに規定する建築物を除く。）である場合 前号の表の（い）項（ろ）項（は）項及び（ほ）項に掲げる図書

二 木造と木造以外の構造とを併用する建築物であつて木造の構造部分が建築基準法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。）に該当するものである場合 前号の表の（い）項（ろ）項（は）項（に）項及び（ほ）項に掲げる図書

ホ 木造の構造部分を有しない建築物である場合 前号の表の（い）項（ろ）項（は）項及び（ほ）項に掲げる図書（同表の（い）項に掲げる図書にあつては、各階平面図を除く。）

(特定建築行為に係る建築物の技術的基準)

**第五十五条** 法第八十四条第一項第一号(法第八十七条第五項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対する安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。

二 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

(許可証の様式)

**第五十六条** 法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十六とする。

2 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の不許可の処分をしたときは、同条第二項の文書に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(変更の許可の申請)

**第五十七条** 法第八十七条第一項第一号に掲げる場合において同項の許可を受けようとする者は、同条第二項の申請書の正本及び副本に、そぞれぞれ法第八十三条第二項に規定する図書のうち特定建築行為の変更に伴いその内容が変更されなければならない。この場合には、第五十条第一項の規定を準用する。

(軽微な変更)

**第五十八条** 法第八十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築行為に関する工事の着手予定期月日又は完了予定期月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

**第五十九条** 法第八十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 変更に係る事項

二 変更の理由

三 法第八十二条の許可の許可番号  
(変更の許可証の様式等)

法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十七とする。

2 第五十六条第二項又は第三項の規定は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物に係る法第八十七条第五項において準用する法第

八十六条第一項の許可の処分又は不許可の処分について準用する。

(都道府県知事等の命令に関する公示の方法)

第六十一条 法第八十八条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

(都道府県等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする)

第六十二条 法第七条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

(権限の委任)

**第六章** 雜則

**第六十二条** 法第七条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

(権限の委任)

六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (令和三年七月一四日国土交通省令第四八号)

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年七月十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日国土交通省令第九二号)

附 則 (令和四年一二月二三日国土交通省令第九二号)

附 則 (令和四年一二月二三日国土交通省令第九二号)

附 則 (令和五年二月二八日国土交通省令第五号)

この省令は、特定建築行為に係る建築物の技術的基準の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年七月十五日)から施行する。

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第五条第三項において「改正法」という。)の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

別記様式第一（第一条関係）

---

別記様式第二（第四条第一項関係）

別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格A4）

別記様式第二 (西日本第一空港) (小字の記入欄へ一律記入)		
新潟市立佐野江東郵便局		
年	月	日
申込人 佐野		
新潟市佐野市佐野町大字佐野江東郵便局内に在籍する佐野江東郵便局の職員		
この郵便局を勤務する佐野江東郵便局内に在籍する佐野江東郵便局の職員を指す。		
所在及び施設番号	口	號
申込人が居てもう通れないにおいて、在籍する佐野江東郵便局の職員を指す。		

(用途の区分)		(具体的な用語の名稱)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ】	( )	( )	( )	( )	( )
【ロ】	( )	( )	( )	( )	( )
【ハ】	( )	( )	( )	( )	( )
【ニ】	( )	( )	( )	( )	( )
【ホ】	( )	( )	( )	( )	( )

以下の項目に該当する部分、「」内は人名一例、ヌード一例その他これらに類するもの又は同様の構成のものそれらの画面を記入してください。また、建設基準法又はその他の規定により、容積率等の基準となる既存一棟建・空室不算い部分を有する場合は「」内に、「」内に当該部分の既存一棟建に入りてください。  
又は又は人名一例、ヌード一例その他これらに類するものについては、10種類「」内のうち、その地盤の文書又は人名一例、ヌード一例のこの間に記載する部分のうちの何箇か又は全部の分野を記入し、その他の分野のレターナーの算出部分は全部又は全部の分野を記入して下さい。又は、建築一棟建一例これらを構成するもののうちの何箇か又は全部の分野を記入して下さい。  
10種類のうち、「」内に記載する分野が「」外に記載する分野と重複する場合は、各の重複する分野の「」内に記載する分野の構成物の建物の在り方及び構成物の在り方を記入して下さい。  
10種類のうち、「」内に記載する分野が「」外に記載する分野と重複する場合は、各の重複する分野の「」内に記載する分野の構成物の建物の在り方及び構成物の在り方を記入して下さい。

第三面開体  
○この書類は、建築物ごとに作成してください。  
○この書類に記載する事項のうち、5箇の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。  
○欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物



4) 別記様式第七（第十七条関係）（日本産業規格A）

規格 A-4) 別記様式第八(第二十条第三項関係) (日本産業別記様式第九(第二十五条第一項関係)

別記様式第十（第三十六条第一項関係）

記入式様式七(第十七条基準)(日本英語教科書人)	(参考用)日本英語教科書人
姓	名
性別	年 月 日
成績を記した者	
姓	名
下記のとおり成績(筆頭)の成績を受けました。	
成績を受けた日時	
成績を受けた場所	
筆頭又は筆跡	筆頭又は筆跡
新字体又は舊字体	新字体又は舊字体
姓	名
(成績を受けた会員)	

選道を受けた者は法人である場合には、住所及び氏名は、それぞれの法人の立てる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること

別紙第2種(第二回表第2種類別)(日本標準規格A4)(令和元年1月1日版)	
第一面	
○ 度 温 度 湿 度 計 記 錄	
監査官番号	
実施日月及び登録年 月 日 ( )	( ) 測定の実施年 月 日
測定場所(測定区域) 測定方法(測定原理) 測定対象物質(被検 物質)	
241	
占める面積の割合	
持 留 量	その他特記すべき事項
第二面	
度 温 度 湿 度 計 記 錄	

位號	種類	管理名	體積	數量	成功年月日	摘要

規則別紙第4号(二)「過去一年間の活動」(1)「登記申請の範囲」	
登記申請の範囲に該当する行為の種類	
被監査法人が過去一年間に(以下「丁目」)、(以下「年月」)において登記申請の範囲に該当する行為の種類を記入する。	
年 月 日	
基年月 所長 名前	
1. 会員登記の届出書類の名称及び提出年月日	
2. 会員登記の書類等の提出年月日	
3. 会員登記の届出書類の提出年月日 並びに提出場所	
4. 会員登記の届出書類の提出年月日 並びに提出場所又は提出方法の記載	
5. 会員登記の届出書類の提出年月日	
6. 会員登記の届出書類の提出年月日	
7. その他登記の事項	
8. 署名 年 月 日 署名	
1. 基年の登記の内容とあわせて、会員登記の提出書類及び代表者の登記名を記入する。	
2. 会員登記の届出書類の提出年月日	
3. 会員登記の届出書類の提出年月日 並びに提出場所又は提出方法の記載	
4. 会員登記の届出書類の提出年月日 並びに提出場所又は提出方法の記載	
5. 会員登記の届出書類の提出年月日	
6. 会員登記の届出書類の提出年月日	
7. その他登記の事項	

別記様式第十一（第四十八条関係）（内閣府令第4号、昭和25年6月1日施行）

工事完了届出書 年 月 日

規 程

提出者 姓 名

被監視行為に就くに就する公證機関の名前と署の記載により、被監視行為に就する工事（併せて「被監視行為」といふ）の下記のとおり完了しましたので報告します。

1 本工事了了年月日 年 月 日

2 上記を了した旨の公證文及び

工事完了届出書

公證 実 施 年 月 日 年 月 日

公證 実 施 終 年 月 日 合 否

公證 実 施 終 年 月 日 合 否

公證 実 施 終 年 月 日 合 否

備考 本工事は、被監視行為を終了するまで本公證文にては、被監視行為は、それまでの間の人のたゞある義務執行の実績、並びにその内容の承認を記載すること。

2 本工事のある権利を記載してください。

別記様式第十二（第四十九条関係）（内閣府令第4号、昭和25年6月1日施行）

被監視行為に関する工事の検査証 明 年 月 日

規 程

提出者 姓 名

被監視行為に就くに就する公證機関の名前と署の記載により、被監視行為に就する工事（併せて「被監視行為」といふ）の下記のとおり終了しましたので報告します。

1 本工事了了年月日 年 月 日

2 被監視行為は終了されました

3 被監視行為が終了された

4 本工事の権利を記載してください。

別記様式第十三（第五十一条関係）（内閣府令第4号、昭和25年6月1日施行）

被監視行為に関する工事の検査証 明 年 月 日

規 程

提出者 姓 名

被監視行為に就くに就する公證機関の名前と署の記載により、被監視行為に就する工事（併せて「被監視行為」といふ）の下記のとおり終了しましたので報告します。

1 本工事了了年月日 年 月 日

2 被監視行為が終了されました

3 被監視行為が終了された

4 本工事の権利を記載してください。

5 本工事の権利を記載してください。

別記様式第十四（第五十二条関係）（日本産業規格）（内閣府令第4号、昭和25年6月1日施行）

被監視行為に関する工事の検査証 明 年 月 日

規 程

提出者 姓 名

被監視行為に就くに就する公證機関の名前と署の記載により、被監視行為に就する工事（併せて「被監視行為」といふ）の下記のとおり終了しましたので報告します。

1 本工事了了年月日 年 月 日

2 被監視行為が終了されました

3 被監視行為が終了された

4 本工事の権利を記載してください。

5 本工事の権利を記載してください。

6 本工事の権利を記載してください。

7 本工事の権利を記載してください。

8 本工事の権利を記載してください。

9 本工事の権利を記載してください。

10 本工事の権利を記載してください。

11 本工事の権利を記載してください。

12 本工事の権利を記載してください。

13 本工事の権利を記載してください。

14 本工事の権利を記載してください。

15 本工事の権利を記載してください。

16 本工事の権利を記載してください。

17 本工事の権利を記載してください。

18 本工事の権利を記載してください。

19 本工事の権利を記載してください。

20 本工事の権利を記載してください。

21 本工事の権利を記載してください。

22 本工事の権利を記載してください。

23 本工事の権利を記載してください。

24 本工事の権利を記載してください。

25 本工事の権利を記載してください。

26 本工事の権利を記載してください。

27 本工事の権利を記載してください。

（1）工場設備	
□機器	□工具
□車両	□備品
□施設	□地盤
（2）その他設備	
（第2回）	
新規開設（新規開設する事の有無）	
（1）新規開設	
（2）既存の上場会員からの移転	
（3）既存の上場会員からの分割（持つたもの）	
（4）既存の上場会員からの合併（合併する側）	
（5）既存の上場会員からの分離（分離する側）	
（6）本拠地の変更	
（第3回）	
新規開設（新規開設する事の有無）	
（1）新規開設	
（2）既存の上場会員からの移転	
（3）既存の上場会員からの分割（持つたもの）	
（4）既存の上場会員からの合併（合併する側）	
（5）既存の上場会員からの分離（分離する側）	
（6）本拠地の変更	
（第4回）	
新規開設（新規開設する事の有無）	
（1）新規開設	
（2）既存の上場会員からの移転	
（3）既存の上場会員からの分割（持つたもの）	
（4）既存の上場会員からの合併（合併する側）	
（5）既存の上場会員からの分離（分離する側）	
（6）本拠地の変更	

⑨会員登録: 準療院登録ページへ向かう場合は登録用第4回目及び毎月掲げる「月刊会員登録」の区分に応じ、会員登録用紙を記入する画面で各自個人情報を記入してください。  
また、通常会員登録用紙の登録欄と会員登録欄の登録欄が併設がある場合においては、会員登録用紙についても記入してください。

⑩会員登録: ⑨欄に記入した会員登録にて、当該登録の状況の悪さと当該登録室における各種の標準事項との差異を記入してください。

⑪会員登録: 会員登録用紙を記入して、「マークを外れてください。」

⑫ここに書類がない事項で許可の参考となる事項は、1回以上は既に記載して置くべきです。

別記様式第十五（第五  
格 A 4）

別記様式第十六（第五十六条第一項関係）（日本  
産業規格A4）

別刷式様文六、(一)正規の申請書類(日本未使用特許A) (下記欄印字用)	
特許出願の提出書類	
登 号 申 請 行 为 许 可	
第	年 月 日
段	都道府県知事 税關署長の名 申 请 の 旨
下記のとおり申請のあった被特許業者について、被特許又は被権づけに係る 法的問題を調査の上に付託し、其の結果を報告せよ。」と有す。	
此	
1 税關署長	月 日
2 特許出願に係る重要事項の摘要	
3 付託した件の件名	

